

厚生労働統計調査の現状と 改善方策について

中間報告書（素案）

平成24年12月12日

厚生労働統計の整備に関する検討会

目 次

I	はじめに.....	1
II	検討経緯及び検討結果.....	2
1	検討会におけるテーマ案等について.....	2
2	回収率の向上について.....	3
	（1）現状・課題等.....	3
	（2）取組の方向性.....	5
3	公表の早期化について.....	6
	（1）現状・課題等.....	6
	（2）取組の方向性.....	7
4	調査の方法について.....	8
	（1）現状・課題等.....	8
	（2）取組の方向性.....	10
5	統計への容易なアクセスについて（統計のPRを含む）.....	11
	（1）現状・課題等.....	11
	（2）取組の方向性.....	11
III	まとめ.....	12
1	今後の課題について.....	12
	（1）調査間の調整について.....	12
	（2）利活用度合い及び費用対効果について.....	12
	（3）まとめ.....	12
2	最終報告書までのスケジュール等について.....	12

I はじめに

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行う基盤となる重要な情報であるとともに、政府、地方自治体等が政策立案や政策評価、政策の改善を行う際に必要不可欠のものである。

今般、統計行政は、行財政改革の中で定員・予算の効率化・合理化が求められているほか、単身世帯・夫婦共働き世帯の増加等による昼間に在宅する世帯の減少、企業・個人の情報保護意識の高まり等により統計調査の円滑な実施に向けて工夫が求められている状況にある。

一方、平成22年、厚生労働省における統計調査全般について、厚生労働省省内事業仕分けの一環として、プロジェクト方式で「厚生労働省統計調査の省内事業仕分け」（以下、「統計調査の仕分け」という。）が行われ、「厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 報告書」（以下、「報告書」という。）が取りまとめられた。統計調査の仕分けにおいては計4回にわたり、今後、個別統計調査を検討する際の視点に関して全般的な検討を行った。この視点については、報告書本文中「Ⅱ 厚生労働統計調査の論点等」（以下、「論点等」という。）に記載されており、同報告書中「Ⅲ 厚生労働省統計調査への提言」において、論点等を踏まえた具体的な検討は、技術的、専門的に行う必要があるため、別会議において行うべきと提言された。

上記別会議の検討は、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下、「検討会」という。）で行うこととし、平成23年12月14日の検討会において、開催要綱を改正し、報告書の論点等に掲げられた事項について検討を行うこととした。

本中間報告書は、報告書に掲げられた論点等についての検討会におけるこれまでの議論や、これを踏まえて検討した方策等について、中間的に取りまとめたものである。今後、残りの検討事項についても検討を進め、平成25年度内を目途に最終報告書を取りまとめることとする。

II 検討経緯及び検討結果

厚生労働統計調査の数は約 100 本に上る。内訳を見てみると、基幹統計調査（国の行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核をなすものとして重要性が特に高い統計として位置付けられる「基幹統計」の作成を目的とする統計調査）7 本、一般統計調査 92 本である。このうち、基幹統計調査については、統計法において専門的かつ中立・公正な第三者機関として内閣府に設置することが規定されている統計委員会において、調査設計の段階から審議されていることを鑑み、検討会においては一般統計調査について重点的に検討することとした。

なお、検討においては、目的、活用実績、調査の方法等の一覧及び調査要綱、調査票等を参照しつつ、個々の統計調査に関する現状・課題等を整理し、具体的な検討を行った。

1 検討会におけるテーマ案等について

平成 23 年 12 月 14 日に検討会を開催し、本検討会の開催要綱の変更、検討の方法、検討を行うテーマ案等について議論を行った。検討を行う主なテーマ案については、表 1 のとおりである。

表 1 検討会で検討を行う主なテーマ案

テーマ案	開催日時
総論、今後の方針について	平成 23 年 12 月 14 日
回収率の向上について	平成 24 年 3 月 1 日
	平成 24 年 6 月 8 日
公表の早期化について	平成 24 年 6 月 8 日
調査の方法について	平成 24 年 10 月 12 日
統計への容易なアクセスについて（統計の PR を含む）	平成 24 年 12 月 12 日
調査間の調整について	
利活用度合い及び費用対効果について	
まとめ	

2 回収率の向上について

平成24年3月1日に検討会を開催し、直近調査の回収率が60%以下となっている統計調査13本を対象に、調査実施者から、「①回収率が低いことをどのように考えているか」「②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力」「③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か」について情報収集し、各府省における回収率維持・向上のための取組を含めて議論を行った。

また、平成24年6月8日に検討会を開催し、前回検討会における「経年的な回収率の推移を見ての議論が必要」との指摘を踏まえ、直近5回分の回収率を基に議論を行った。

(1) 現状・課題等

近年、個人情報保護意識や、企業の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得られにくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。

厚生労働統計調査の中には、回収率が低いものの、他の代替データが存在しないため、行政施策上の必要性から実施されている統計調査も見受けられる。

回収率が低いと非標本誤差が大きくなる可能性が高まり、政策判断あるいは企業の経営判断や国民の経済情勢の把握を妨げ、適切な政策運営等の障害になるだけではなく、厚生労働統計への信頼性を低下させることにもつながるため、統計調査の正確性と有用性の観点からできる限り回収率の向上に努める必要がある。

このような状況の中、厚生労働省において回収率の維持・向上のために現在行っている取組は以下のとおりである。

- ① 調査票等の改善による記入者負担の軽減の検討
 - ・ 記入しやすい調査票のレイアウトの設計
 - ・ 照会先を明確に記載
 - ・ プレプリントの導入
 - ・ 調査票と調査要領の一体化
- ② オンライン調査導入による記入ミス防止と記入者の利便性の推進
- ③ 統計調査の理解と協力を得るための説明
 - ・ 調査票発送時の電話による到着確認
 - ・ 宛先不明により返送された調査票について、移転先を調べ再送

- 調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、記入者の特定ができないこと等を記した協力依頼状の添付
- 前回調査時の調査結果を同封することによる統計調査の有用性の啓発
- コールセンター等の活用による照会対応の強化
- 調査対象事業所の本社への協力依頼
- ④ はがきや電話などによる督促
 - 複数回の督促を実施
- ⑤ 広報の充実
 - 厚生労働省ホームページへの掲載
 - 広報誌「厚生労働」による広報
 - 調査に関連のある携帯サイトへの調査協力依頼掲載
 - 記者クラブへの公表
- ⑥ 調査時期の変更
 - 年末の繁忙期を避けるため、調査時期の前倒し
- ⑦ 委託業者への指導
 - 週1回の進捗状況の報告
 - 月1回の打合せ

一方、他省庁において回収率の維持・向上のために現在行っている取組は以下のとおりである。

- ⑧ 統計調査の理解と協力を得るための説明
 - 調査対象の事務担当者を対象とした説明会の実施
 - 個別訪問による調査協力依頼
 - 月次報告期日一覧の配布
 - 提出が遅れがちな調査対象事業所への事前案内の実施
- ⑨ 調査票等の改善
 - 民間委託の場合においては、調査票発送用の封筒を請負業者クレジットではなく、実施省クレジットの封筒で発送
- ⑩ はがきや電話などによる督促
 - 複数回の督促を行うにあたり、1度目はFAX、2度目は電話等、手法を変更
 - 連絡のつきやすい時間帯に配慮し、督促を実施
- ⑪ 複数の調査方法導入による記入者の利便性の推進
 - 調査員、郵送、FAX 又はオンライン等複数の調査方法を導入
- ⑫ いくつかの調査を対象に期間を定め、調査票の提出について集中的

に促進を図る

- 未提出事業所リストに基づき調査票提出に向けた督促（電話、訪問等）を実施
- 協力要請における成功事例（省内、地方局、都道府県より1～2例程度）の収集及び情報共有
- ⑬ オンライン調査導入による記入ミス防止と記入者の利便性の推進
 - オンライン化率の目標の設定
 - オンライン提出要請事業所情報を元にオンラインシステムによる調査票提出の要請（電話、文書等）を実施

（２）取組の方向性

上記（１）①～⑦のような取組を行っているが、これらに加え、⑧～⑬の他省庁の例を参考にしつつ、回収率の向上・維持のため考えられる取組を充実させるほか、さらに考えられる方策等は以下のとおりである。

- 回収率の目標の設定に当たっては、各調査一律の目標を設定するのではなく、個々の調査において目標回収率を設定し、実際の回収率との乖離を検証する。
- 被調査者の負担軽減のため、可能な限り行政記録情報を活用することが必要である。
- 経年的に回収率が低下している場合には、基本的な調査方法自体の見直しの検討が必要である。
- 民間業者に委託している場合に調査実施者が厚生労働省であることを明記し、国の調査であることを明らかにする。
- 実数を記入する調査項目について、階級別の選択肢から回答する方法や、例えば金額を問う調査項目について、総額ではなく、1人あたりの金額を回答する方法等、調査項目の設定を工夫する必要がある。

3 公表の早期化について

平成 24 年 6 月 8 日に検討会を開催し、直近の公表時期が 1 年 3 ヶ月（月次、四半期調査であれば 60 日）を超える統計調査 9 本を対象に、調査実施者から、「公表時期が遅い理由」「公表を早めるために講じている措置」について情報収集し、議論を行った。

（1）現状・課題等

公表の早期化については、統計法第 8 条に「行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と定められており、さらに一般統計調査についても、第 23 条において同様の趣旨の記載がある。

「速やかに」の具体的内容としては、平成 9 年 2 月 10 日閣議決定「申請負担軽減対策」で定められた「原則として、すべての指定統計の第 1 報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内に公表する」を踏襲し、基本的な目安としている。

しかし、厚生労働統計調査の中には、公表時期が 1 年を超える調査が散見される。いかに優れた統計であっても、社会が必要とする時期を逸して提供された場合には有用な統計とはなり得ず、厚生労働統計調査が公的な資源を用いて作成される情報であることから、厚生労働省は公表の早期化に努める必要がある。

このような状況の中、厚生労働省において公表を早めるために講じている措置は以下のとおりである。

- ① 調査票の記入要領の見直し
- ② エラーデータの減少
 - ・ 正確なデータの提出及び提出期限の厳守を図るよう各都道府県へ周知
 - ・ オンライン調査を導入し、電子調査票上でエラーチェックを行うことにより、エラーデータを減少
- ③ 集計・分析の効率化
- ④ 外注仕様書の見直し
 - ・ 外注業者からの疑義照会における対応の迅速化
- ⑤ 回収にかかる督促・確認の迅速化
- ⑥ 人員の拡充
- ⑦ 第 1 報として概要版を公表

（２）取組の方向性

上記（１）のような措置を行っているが、これらに加え、公表の早期化のため考えられる方策等については以下のとおりである。

- 大幅に遅延する調査については、速報的に知りたい情報とそれ以外の情報を精査して、２段階に分けて公表することを検討する。
- 公表遅延の一因として考えられる、結果集計までの作業プロセスや外注業者との関係について、個々の調査に応じて必要な見直しを行う。

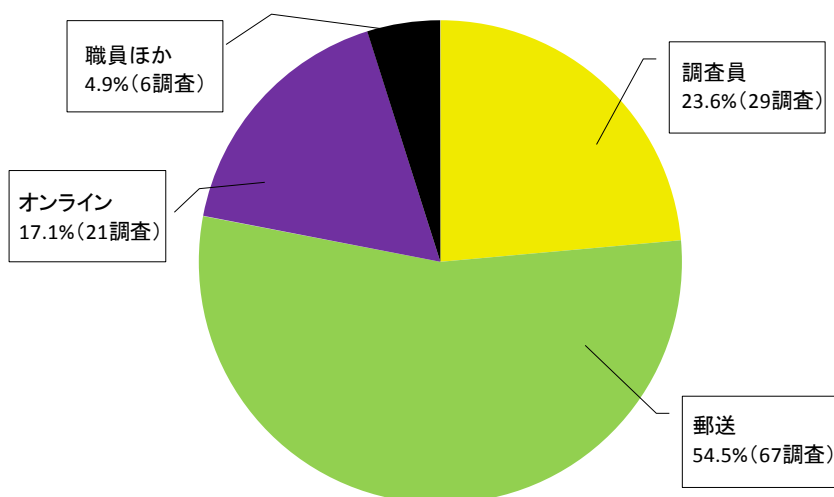
4 調査の方法について

平成 24 年 10 月 12 日に検討会を開催し、「採用している調査方法について」、「オンライン調査の効果及び問題点」、「オンライン調査を導入していない理由」、「調査員調査の課題及び現在行っている措置」について整理した資料に基づき、議論を行った。

(1) 現状・課題等

現在、厚生労働省で行っている一般統計調査は 92 本あるが、採用している調査方法をみると、半数は郵送調査であり、調査員調査は全体の約四分の一を占めていることがわかる。また、オンライン調査を導入しているのは 21 調査であり、17%を占めている（図 1）。

図 1 採用している調査方法別にみた統計調査数の構成割合



※ () 内の統計調査数は重複計上していることに留意。

これを、調査の対象・採用している調査方法別にみたものが表 2 である。「1. 世帯・個人等」を対象とする調査においては、調査員調査が多数を占めており、オンライン調査は導入されておらず、「2. 施設・事業所・企業等」を対象とする調査においては、郵送による単一の方法が過半数を占めていることがわかる。「3. 都道府県・市町村等」を対象とする調査においては、オンライン調査が多数を占めており、調査員、郵送、オンラインのそれぞれ単一の調査方法を採用している統計調査が約 7 割であることがわかる。

表2 調査の対象・採用している調査方法別にみた統計調査数

採用している調査方法	1. 世帯・個人等	2. 施設・事業所・企業等	3. 都道府県・市町村等	4. 左記1～3以外または1～3の複数の場合	合計
調査員	13	2	－	1	16
調査員／郵送	3	5	－	3	11
郵送	7	22	2	7	38
郵送／職員	－	－	2	2	4
調査員／郵送／職員	－	－	－	1	1
オンライン	－	2	6	－	8
郵送／オンライン	－	6	2	4	12
調査員／郵送／オンライン	－	1	－	－	1
その他	－	－	－	1	1
合計	23	38	12	19	92

このように厚生労働省で行われている統計調査の方法は多岐に渡るが、調査員調査方法を採用している調査が抱える課題及び現在行っている措置は以下のとおりである。

- ① 調査員の質・量の確保
 - ・ 講習会等での指導の徹底
 - ・ 手引き等を配布し、調査の際に持参するよう指導
 - ・ 問答事例集の作成
 - ・ 解決できない疑義が生じた場合の照会先の周知
- ② 個人情報保護意識の高まり
 - ・ 回収を密封方式に変更
 - ・ 調査員証を携帯するよう指導
 - ・ 挨拶状を携行
- ③ 昼間不在世帯等の増加
 - ・ 訪問の日を改める、帰宅の頃を見計らって訪問時間を変える等、再訪問を試みるよう指導
- ④ 厳重なセキュリティの建物への訪問

- 調査協力の「お願い」やチラシ等の作成
- ⑤ 寒冷地における活動が困難
 - 調査時期の早期化を検討
- ⑥ 自治体等の調査実施機関の業務負担
 - 調査実施機関を2年ごとの持ち回りとし、4～6年に一度程度の頻度で担当するよう実施

また、統計調査の仕分けにおいて、推進すべきとされたオンライン調査については、現在、6つの方法で行われている（表3）が、コスト削減や業務の効率化等、一定の効果がみられる。

表3 現在厚生労働省で行われているオンライン調査方法

1	政府統計共同利用システムのオンライン調査機能を使用する方法
2	e-Gov（電子政府の総合窓口）を使用する方法
3	LGWAN（総合行政ネットワーク）等メールを使用する方法
4	インターネット上に、WEBサイト（回答ページ）を設けて回答する方法
5	インターネット上のWEBサイトから調査票ファイルをダウンロード及びアップロードして回答する方法
6	独自の専用回線システムを構築する方法

一方、オンライン調査方法を採用している調査が抱える課題は以下のとおりである。

- ① セキュリティの問題
 - 被調査者側のセキュリティの制約
 - 決算情報等をオンラインで報告することに対する抵抗感
- ② リソースの問題
 - 照会の増加により、現行の体制（回線、人員）では限界
- ③ オンライン化率の問題
 - オンライン化率がなかなか伸びないため、費用対効果が得られない
- ④ 容量の問題
 - 1回に送信できる容量に限界があるため、複数回の送信が必要

（2）取組の方向性

上記（1）のような課題に対し、改善のための取組を行っているが、これらに加え、調査員の質の確保及びオンライン調査の推進のため考えられる方策等については以下のとおりである。

- 調査員に対する調査説明会などの際に、調査の説明のみではなく、調査員の質を向上させるための内容の充実を図る。
- 調査員の量・質を確保するため、政府全体の取組みを踏まえつつ、調査員の確保・育成に係る取組体制について検討する。
- 被調査者の利便性向上の観点から、コストの問題に配慮しつつ、個々の調査に応じて、複数の調査方法を取り入れるなどの対応を検討する。特に、個人・世帯を対象とした調査についても、外国の事例等を参考にしつつ、オンライン化も含めた調査手法の柔軟な組み合わせの可能性について検討する。
- 個々の調査に応じた手法を、統計調査の概算要求に係る内容聴取などの際に統計情報部から調査実施者に提案する。

5 統計への容易なアクセスについて（統計のPRを含む）

平成24年12月12日に検討会を開催し、「調査実施におけるPRと結果公表における広報」、「統計への容易なアクセス」について整理した資料に基づき、議論を行った。

- (1) 現状・課題等
- (2) 取組の方向性

Ⅲ まとめ

1 今後の課題について

(1) 調査間の調整について

個々の調査の調査項目に関して、他の調査との重複や関連性の強化、行政記録情報の活用可能性について検討する。

(2) 利活用度合い及び費用対効果について

個々の調査について、施策における利活用や国民の利用度合いを検討する。

(3) まとめ

これまでの検討結果を取りまとめる。

2 最終報告書までのスケジュール等について

今般の中間報告書の取りまとめに当たっては、これまで検討を行ってきた「回収率の向上について」「公表の早期化について」「調査の方法について」「統計への容易なアクセスについて」、厚生労働省が行ってきた一定の措置等について評価をし、また、現在、厚生労働省が抱えている課題について、今後考えられる方策等を議論した。

今後、最終報告書の取りまとめに向けて、検討会にて検討を予定している事項は、上記1のとおりであり、平成25年度においても、引き続き検討会を開催し、検討結果をもとに最終報告書を取りまとめる予定である。

なお、統計調査の概算要求に係る内容聴取や一般統計調査の承認審査の際に、統計情報部が各論点等の視点から内部的な審査を行うとともに、さらなるフォローアップの方法について、今後検討会において議論を行う必要がある。